

健感発0614第5号  
平成25年6月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 季節性インフルエンザワクチンの供給について

季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）について、貴職におかれては、下記の事項について、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いする。

なお、各関係者には別添（写）のとおり通知したことを申し添える。

### 記

#### 1. ワクチンの製造予定量について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの製造予定量は、平成25年5月15日時点における見込みで、3,328万本（1mLを1本に換算。前年比約2.02%増）である。

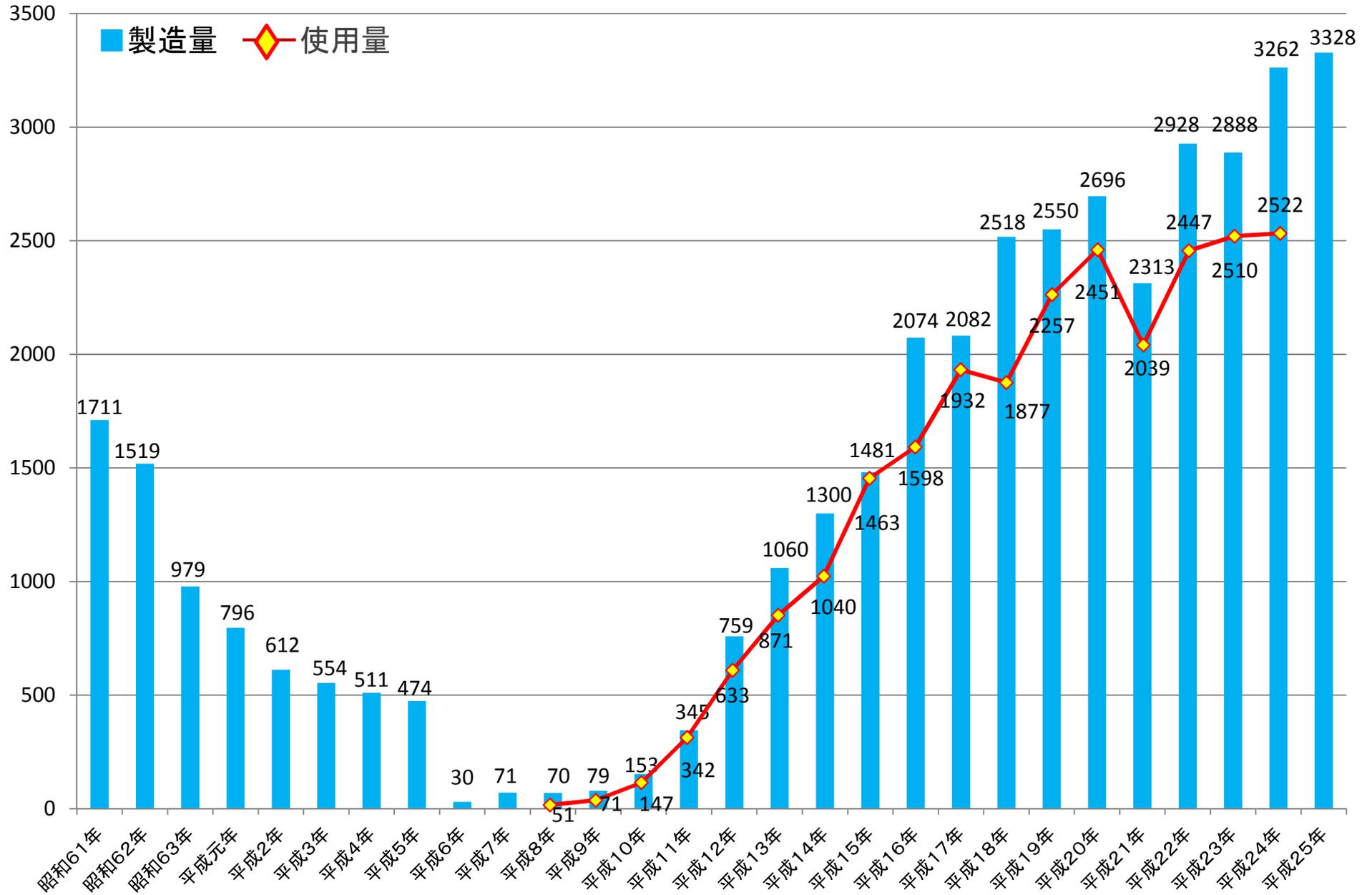
#### 2. その他

今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、安定供給対策の実施等について協力を依頼することとしている。

【数量:万本】

# インフルエンザワクチン製造量及び使用量の推移

【平成25年5月現在】



※1 平成7年以前の未使用量は不明

※2 1ml換算

【年度】